

福岡県内※で障がい児通所支援事業等を実施する場合、福岡県知事への事業所指定の申請が必要です。

※詳しくは「2 指定申請等窓口」をご参照ください。

1 指定申請等に係るスケジュールについて

- ・ 指定申請は、**指定審査担当者**と**事前協議**を行ってください。
- ・ 事前協議の上、福岡県内（北九州市、福岡市及び久留米市を除く）に所在する事業所については、**指定希望月の前々月16日まで**に、申請書類を持参してください。
（指定年月日は希望月の1日付けとなります）

2 指定申請等窓口について

(1) 指定障がい児通所支援事業、指定障がい児入所施設

福岡県内（北九州市、福岡市及び久留米市を除く）に所在する事業所 ※久留米市に所在する指定障がい児入所施設を含む	
福岡県福祉労働部障がい福祉課 障がい福祉サービス指導室 指定係	〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7 TEL 092-643-3312
北九州市に所在する事業所	
北九州市役所 障害者支援課	〒803-8501 北九州市小倉北区内 1-1 TEL 093-582-2424
福岡市に所在する事業所	
福岡市役所子ども発達支援課	〒810-8620 福岡市中央区天神 1丁目 8-1 TEL 092-711-4178
久留米市に所在する事業所 ※指定障がい児入所施設を除く	
久留米市役所障害者福祉課	〒830-8520 久留米市城南町 15-3 TEL 0942-30-9035

(2) 指定障がい児相談支援事業

- ・ 事業所が所在する市町村の窓口

3 事前の確認事項及び協議先について

指定申請をするには事前に以下の点を確認する必要があります。

(1) **事業の必要性について**（事業予定地の各市町村障がい福祉所管課）

- ① 児童発達支援、放課後等デイサービス、障がい児入所施設
⇒ 事業実施に係る意見書を各市町村障がい福祉所管課から受領してください。
- ② その他の事業
⇒ 支給決定者数等についてお問い合わせください。

(2) **都市計画法上の規制について**（事業予定地の各市町村都市計画所管課）

市街化調整区域等に該当するか、障がい児通所支援事業所・障がい児入所施設の設

置が可能な区域等であるかをお問い合わせください。

(3) 建築基準法上の規制及び福祉のまちづくり条例上の規制について

事業予定地を所管する県土整備事務所建築指導課（大牟田市、久留米市は各市建築指導所管課）にお問い合わせください。

(4) 消防法上の規制について

事業予定地を所管する消防署にお問い合わせください。

4 変更の届出等について

- ・ 変更届については、変更があった日から10日以内に届け出てください。
- ・ **定員の増、事業実施場所の変更**の場合は、変更希望日の前々月16日までに変更届を提出して内容審査を受けて下さい。
- ・ **障がい児通所・入所給付費の請求に関する変更**については、毎月15日までに提出した場合は「翌月」から算定します。
16日以降に提出した場合は「翌々月」から算定します。

5 変更の届出等が必要な事項について

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
- (3) 申請者の登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る）
- (4) 事業所の平面図（各室の用途を明示するもの）及び設備の概要
- (5) 事業所の管理者及び児童発達支援管理責任者の氏名、経歴及び住所
- (6) 運営規程
- (7) 当該申請事業に係る障がい児通所給付費の請求に関する事項など

◎変更する事項より、必要な添付資料が異なりますので、別添「変更届添付書類一覧」を確認してください。

6 廃止、休止、再開の届出について

- ・ 廃止・休止届については廃止又は休止の日の1月前までに、届け出てください。
- ・ 休止していた事業を再開したときは、10日以内に、再開届を提出してください。

7 児童福祉施設の設置許可の申請等について

児童発達支援センター（福祉型・医療型）において指定通所支援を行う場合、又は障がい児入所施設（福祉型・医療型）において指定入所支援を行う場合は、指定の申請に併せて、児童福祉施設の設置認可の申請が必要になります。

8 業務管理体制の届出について

- ・事業者等は、利用者の人格を尊重し、法令を遵守してその職務を遂行するために、法令遵守等の業務管理体制を整備し、関係行政機関へ届け出る必要があります。
- ・届出は、業務管理体制整備の根拠となる児童福祉法の条文ごとに提出していただきます。
 - ①指定障がい児通所支援事業者：児童福祉法第21条の5の26
 - ②指定障がい児入所施設：児童福祉法第24条の19の2
 - ③指定障がい児相談支援事業者：児童福祉法第24条の38

届出先		
障がい児相談支援事業者であって、全ての事業所が同一市町村内に所在する事業者	事業所が所在する市町村の窓口	
指定事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者等	厚生労働省社会・援護局 障害保険福祉部企画課	〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 TEL 03-5253-1111
上記以外で北九州市、福岡市、久留米市のいずれかにのみ事業所が所在する事業者等	北九州市役所障害者支援課	〒803-8501 北九州市小倉北区城内 1-1 TEL 093-582-2424
	福岡市役所こども発達支援課	〒810-8620 福岡市中央区天神 1丁目 8-1 TEL 092-711-4178
	久留米市役所障害者福祉課	〒830-8520 久留米市城南町 15-3 TEL 0942-30-9035
上記以外の事業者等	福岡県福祉労働部障がい福祉課 障がい福祉サービス指導室指定係	〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7 TEL 092-643-3312